

静岡県教育委員会告示第16号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、技能教育施設の所在地の変更を告示する。

令和4年4月15日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

クラ・ゼミ輝高等学院 浜松校
静岡県浜松市中区板屋町689

2 技能教育のための施設の所在地の変更

変更前	変更後
静岡県浜松市中区田町230-15	静岡県浜松市中区板屋町689

3 適用年月日

令和4年4月1日から適用する。